

学童保育所について

学童保育所は、保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に育成できない小学生を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。三鷹市では、小学校第1学年～第3学年(教育支援学級等に在籍する児童は第6学年まで)の児童を対象としています。

○入所要件について

入所にあたっては、必要な要件(保護者の就労など)があります。

市のホームページや毎年、8～9月頃に公開される次年度入所用の「学童保育所入所案内」をごらんください。

○通所について

入所する学童保育所は、ご自宅から近い学童保育所または通われる学校の学童保育所になります。通所は、原則として保護者による送迎ですが、学校敷地内の学童保育所の場合は直接登所できます。また、教育支援学級にスクールバスで通われる場合には、授業終了後、学童保育所近くまでのスクールバスの利用について調整します。

○職員配置等について

原則、児童 20 人につき1人の職員配置です。教育支援学級等に在籍するなど特に支援が必要な児童2人につき1人の職員を追加で配置し、丁寧な対応を行っています。

また、学童保育所では、障がいや発達の課題に応じた特別なプログラム(読み書き、発語、運動機能強化など)を実施するわけではなく、他の児童と同じ環境で同様の育成を行います。

○申請手続きについて

8～9月頃 次年度入所用の「学童保育所入所案内」の公開

10月頃 入所受付

11月～1月頃 事前調査、体験入所

2月頃 入所決定

※上記の内容、スケジュールは変更となる場合があります。必ず入所対象年度の「学童保育所入所案内」をご確認ください。

【担当】

三鷹市教育委員会地域学校協働課

0422-29-8349